

岡山県美作高等学校いじめ問題対策基本方針

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

「いじめ防止対策推進法」（平成25年）

2 学校としての基本方針

(1) いじめの未然防止に取り組む

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをめざす

生徒のいじめを訴える力や、互いに支え合う（傍観者にならない）風土を培う

(2) いじめの早期発見に努める

個人面談・三者懇談などを定期的実施する

いじめアンケートを実施する（生徒課）

(3) いじめへの対処を迅速かつ的確に図る

いじめの発見・報告があったら学校として組織的に対応する

県総務部総務学事課とも連携しながら取り組む

3 学校としての取り組み

(1) いじめ対策のしくみづくりと組織的協力態勢（そして徹底すること）

(2) 担任による「抱え込み」を防ぐ

→ 報告・連絡が必要（法律でそうなっている）

(3) 「いじめはあるもの」という前提を持つ

→ 学校として積極的にいじめを認知し、その解消に努める

(4) 生徒たちが、①いじめの問題を自分のこととして捉えることができる

②いじめと正面から向き合うことができる

→ 道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図る

(5) 「いじめ対策委員会」を組織する

生徒課長・生徒指導教頭・生活指導主任・学年主任・教育相談課長・養護教諭

必要に応じてSC(スクールカウンセラー)・医師・弁護士・警察官 などの参加を得る

→ 組織図をホームページで公表する（別紙参照）

(6) 校内研修を行い教職員の質的能力の向上を図る

(7) いじめを発見したら

→ 初動が大切

→ いじめられた生徒への支援と、いじめた生徒への指導

→ 保護者への連絡（即日、被害者・加害者生徒宅の家庭訪問をする）

岡山県美作高等学校 いじめ対策委員会 組織図

